

看護外来相談開設促進事業施設整備費補助の概要

事 項	内 容						
根 拠 法 令 等	東京都看護外来相談開設促進事業施設整備費補助金交付要綱						
事業開始年度	平成22年度						
目 的	病院の看護外来相談の実施に向けた施設及び設備整備に要する経費を補助することで、看護外来相談の実施を促進し、地域における在宅療養患者の支援の推進及び医師との効果的・機能的な役割分担の明確化のもと、専門的な看護の実践による看護職員の資質向上や労働意欲の向上による定着促進を図る。						
補 助 対 象	都内の病院(国、独立行政法人国立病院機構及び都が設置する病院は除く。)が、新たに看護外来相談を実施するための施設整備事業及び設備整備事業 (注) 病院として初めて看護外来相談を開設する場合は対象となる。						
対 象 経 費	看護外来相談実施のために必要な施設に係る新築、増改築及び改修に要する工事費並びに備品購入費						
基 準 額	<p>【施設整備事業】 基準面積 (15㎡) に下表の単価を乗じた額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造</td> <td style="text-align: center;">1 6 8 , 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ブ ロ ッ ク 造</td> <td style="text-align: center;">1 4 6 , 7 0 0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">木 造</td> <td style="text-align: center;">1 6 8 , 0 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(1㎡当たり)</p> <p>(注) 実際の建築面積、単価が上記の基準面積、単価を下回る場合には、実際の建築面積、単価で基準額を算定する。</p> <p>【設備整備事業】 3, 8 1 1, 0 0 0 円 (ただし、1品につき10万円以上のものに限る。)</p>	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造	1 6 8 , 0 0 0 円	ブ ロ ッ ク 造	1 4 6 , 7 0 0 円	木 造	1 6 8 , 0 0 0 円
鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造	1 6 8 , 0 0 0 円						
ブ ロ ッ ク 造	1 4 6 , 7 0 0 円						
木 造	1 6 8 , 0 0 0 円						
補助金の 交付額	次に掲げる(1)及び(2)により算出された額を、予算の範囲内において交付する。ただし算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。 (1) 基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に1/2を乗じて得た額を交付額とする。						
補 助 率	1 / 2						
そ の 他	補助金を受けて整備した施設・設備については、一定期間処分が制限される。						

【問合せ先】

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課看護担当
〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号
電話番号：03-5320-4447 (直通)